

(略)

東京都監査委員	山	田	ひろし
同	中	山	信 行
同	茂	垣	之 雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和3年11月9日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく検診命令に係る書面（以下「検診命令書」という。）の記載の一部が抹消されていることなどは人命に影響する違法行為であって、都においては、違法にこれらの管理を怠る事実があるとして、区の検診命令を停止することなどを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、目黒区福祉事務所長による検診命令書の写しを「証拠」として添付し、「検診命令上に」「取消線が有る場合は」「殺人罪（未遂）の証拠に当たる」とした上で、「検診命令後の保護廃止にて、廃止理由が検診命令に従わないで有るならば、人命影響を来し」と主張していることからすると、検診命令書の記載の一部が取消線で抹消されていること、目黒区福祉事務所長による検診命令、さらには当該検診命令に従

わないことを根拠とする保護の廃止の適否を問題としているものと解される。また、請求人は、「医療券の感染症に関する法律を削除勧告する」、「医療券は、感染症が、移植外科の内容で有る為、許されない」とも主張しており、その主張内容は必ずしも判然としないものの、国の通知によれば医療券の「備考」欄に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に係る表記があり、請求人は、医療券にある当該法律に係る表記の削除を求めているものと解される。

しかしながら、請求人が指摘する検診命令及び保護の廃止は、いずれも生活保護法に基づく目黒区の行為であること、及び医療券にある当該法律に係る表記は国の通知に基づくものであって、医療券は医療扶助による診察等の診療の給付に当たって区の福祉事務所長により発行されるものであることからすれば、請求人が指摘する行為（以下「本件行為」という）は都の行為ではなく、都における住民監査請求の対象とはならない。また、請求人は、「東京都保護課は、違法に管理を怠る事実が存在する」と主張しており、福祉保健局生活福祉部保護課が違法に本件行為の管理を怠る事実があると主張しているものと解されるが、当該管理は上記①から⑥のいずれにも該当せず、住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。